

7 目標と取組

(1) 全体目標

◆ 『令和16年までに自殺死亡률을30%以上減少(18.2→12.7以下にする)させることを目標とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。』

【目標の算出根拠】

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、「令和8年までに平成27年の自殺死亡률18.5と比べて 30%以上減少させる(13.0以下にする)」ことを目標としており、市も国と同様に平成30年～令和4年平均自殺死亡률18.2を令和10年までに30%以上減少させることを目指します。なお、市の自殺死亡률은、年ごとの変動が大きいため、10年間の平均値で評価することとします。これらを踏まえ、本計画の最終年である令和16年までの自殺死亡률(令和5年～16年の平均値)の目標値を12.7以下とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。
※自殺対策計画は、自殺総合対策大綱や社会情勢に合わせて、中間評価を実施します。

(2) 成果目標

自殺の発生状況は経済情勢や雇用環境などの影響も大きく受けることから、本計画では自殺死亡률のみではなく、「第4次健康いるま21計画」における分野別取組「休養・こころの健康」「健康を支える環境づくり」と連動した「成果目標」を掲げます。

自殺の危険性を高める要因として、うつ病等の精神疾患があげられるため、こころの健康保持に関する成果指標を設定します。(指標 1～5)

また、ひきこもり等、社会的に孤立していると自殺の危険性が高まることから、地域のコミュニティによる支援の状況に関する成果指標を合わせて設定します。(指標4～5)

関連する指標

	項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和16年度)	現状値 (国:令和元年度)	
1	睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合	16.5%	13%	—	
2	悩みやストレスについて誰かに 相談したいと思う人の割合	18歳以上	46.6%	56%	—
		中学2年生	30.2%	40%	—
3	楽しみや生きがいをもっている人の割合	66.4%	80%	—	
4	住民同士のつながりがあると思う人の割合	47.1%	現状値以上	※40.2%	
5	自分は他の人たちから孤立していると感じることが「ある」方の割合	19.9%	18%	—	

※自分と地域のつながりが強いほうだと思う割合 国民健康・栄養調査(令和元年度)

(3) 目標に向けての今後の取組

- ※ ◎は、P 43～の再掲です。
- ※ 市民の取組の末尾に記載の略号は、各ライフステージを示しています。
特に重点を置きたいライフステージを示したもので、限定するものではありません。

略号	ライフステージ	おおむねの該当年齢
全世代	全てのライフステージ	全ての年齢
乳	乳幼児期	0～5歳頃
学	学齢期	6～17歳頃
成	成人期	18～39歳頃
壮	壮年期	40～64歳頃
高	高齢期	65歳以上



市民の取組

- ◎ 早寝、早起き、規則正しい生活リズムを作ります。(乳・学)
- ◎ 働き盛りの方が、睡眠による休養がとれるように意識します。(成・壮)
- ◎ 一人で悩まず相談します。(学・成・壮・高)
- ◎ 周りの人の変化に気づき、声をかけます。(学・成・壮・高)
- ◎ 自分らしく生き生きと楽しみや生きがいを持ちます。(壮・高)



令和3年度金子中学校生徒保健委員会が「睡眠プロジェクトアンケート結果」を朝会で発信

(4) 自殺対策推進のための具体的な取組（市の取組）

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、市の関連事業を広く把握し総合的に推進するため、担当課の具体的な取組を掲載しています。

【基本施策1】 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った場合には誰かに支援を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

また、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞く、また、必要に応じて専門家につながる、見守っていくという市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、広報活動等に取り組んでいきます。

1 生きる支援についての知識の普及・啓発

取組	内容	担当課
人権問題啓発パンフレットの作製	各種人権の課題を掲載します。人権問題の啓発パンフレット「こころのふれあい」パートⅠ・パートⅡを作製し、関係課等の窓口、人権関係事業で配布します。	人権推進課
DVリーフレットの配布	DVの内容や相談機関について掲載したリーフレット(冊子・カード)を、公共施設に配置します。また、男女共同参画に関する啓発イベントや講座の参加者に配布します。	人権推進課
障害福祉に関する情報提供	精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証交付時に相談機関等の情報提供を行います。	障害者支援課
メンタルヘルスに関する情報提供	メンタルヘルスや自殺予防に関する冊子やリーフレット、市民向けの講演会のチラシ等を配布し、情報提供を行います。	障害者支援課 地域保健課
青少年悩みごと相談窓口案内パンフレット作成及び配布	悩みを抱える青少年やその保護者、子育てに悩みを抱える保護者に対する様々な相談窓口を案内にまとめ、小中学校を通じて、市内各施設の窓口で配布します。	青少年課
入間市教育相談「悩みゼロ」の周知	児童生徒・保護者を対象に、学校生活に関する相談窓口を市報や市公式ホームページに掲載します。	学校教育課

2 市民向け講演会・イベント等の開催

取組	内容	担当課
入間市障害者週間記念事業	「障害者週間」(12月3日から9日まで)に合わせて市役所市民ギャラリーにて市内障害者団体・障害者施設の活動紹介パネル展示及びPR活動を行います。また、市報、横断幕、バスによるPRも実施します。	障害者支援課
救急講習会等の開催	市民を対象に実施する各種救命講習会において、自殺予防等のリーフレットを配布することで、自殺防止に努めます。	入間消防署 消防管理課
健康アップ教室	健診を受診した方に対して、健診結果から分かる健康状態や生活習慣病 ^(*) 予防、睡眠や休養の大切さ、うつ予防について啓発します。	地域保健課

各種健康教室・運動講座・出張講座(教室)	市が主催する教室や講座の他、公民館・小中学校のPTA等への出張講座を開催し、健康や運動に関する情報提供や普及啓発、地域での健康づくりや、グループ組織のきっかけ作り等を行います。	地域保健課
精神疾患に関する講座・講演会	精神保健福祉講演会や発達障害講演会、統合失調症講座などを開催し、精神疾患や精神障害についての周知を図ります。	地域保健課
自殺予防週間(*)等における啓発	自殺予防週間(9月10日から16日まで)に街頭キャンペーンとして、入間市駅、武蔵藤沢駅にて相談窓口のチラシを配布します。また、市役所市民ギャラリーにてパネル展示を行います。	地域保健課

3 メディアを活用した啓発

取組	内容	担当課
「女性に対する暴力をなくす運動」を啓発	入間市男女共同参画推進センターだよりの11月号や市公式ホームページ等に、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日から25日まで)について掲載し、女性の人権の尊重のための意識啓発を行います。	人権推進課
各種イベント啓発活動	市公式ホームページ、FMチャッピー、入間ケーブルテレビを通じ、多くの市民に対し、各種イベントや相談窓口等の周知を図ります。	地域保健課

【基本施策2】 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。そのため、様々な分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

1 相談窓口

取組	内容	担当課
女性の悩みごと相談	家族や子育てのことなど、悩みを抱える女性に対してストレス緩和や問題解決の支援を図るために、面接相談と電話相談を行います。	人権推進課
女性のための法律相談	生活の中でトラブルを抱える女性に対して問題解決の支援を図るために、法律相談を実施します。	人権推進課
DV被害者からの相談及び支援	DVによる相談や支援を希望する被害者に対して、状況の聞き取りを行い、今後の生活再建等について関係機関と連携して支援を行います。	人権推進課
性的マイノリティのための悩みごと相談	当事者やその家族、友人等からの性的マイノリティに関する悩みごとについて問題解決の支援を図るために、相談を実施します。	人権推進課
市民相談事業	弁護士による法律相談をはじめとする各種相談を実施します。また、消費生活センターにて、多重債務に関する相談を実施します。	人権推進課
民生委員・児童委員による地域での見守り、相談、援助活動	地域住民の身近な相談相手となり、個々の生活課題の解決のため、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぎます。	福祉総務課

福祉サービスに関する相談	福祉サービスに関する相談を通して、障害者(児)の生活を支援します。	障害者支援課
相談支援事業の体制整備	入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした、相談支援の質の向上及び相談支援事業の体制の充実を図ります。	障害者支援課
入間市教育相談「悩みゼロ」	教育センターにて、児童生徒・保護者からの学校生活に関する相談を受けます。	学校教育課
さわやか相談室の設置	全中学校内にさわやか相談員を配置し、いじめ問題や学校生活の悩みなどの相談を受けます。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な課題解決に対応するため、関係機関との連携を図ります。	学校教育課
随時健康相談	身体とこころの健康について、保健師・精神保健福祉士・栄養士等が相談を受けます。電話・来所による相談の他、必要に応じて訪問による相談も行います。	地域保健課
精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談	精神的な症状やもの忘れなどで、精神科への受診を迷っている方やその家族の相談に精神科医が応じます。	地域保健課
心の健康相談	市職員を対象に、産業カウンセラーによる心の健康相談を実施します。職員の心を支え、明るく健康に職務に励むことができるよう支援します。	人事課
ストレスチェック	市職員自身のストレスへの気付きや職場環境の改善のため実施します。職員が継続的に市民対応ができるように、メンタル不調を未然に防ぎます。	人事課

2 居場所づくり

取組	内容	担当課
老人憩いの家	高齢者の生きがいづくりや、健康増進、地域とのコミュニケーションを図ります。	高齢者支援課
子どもの居場所事業	青少年活動センターでは、子どもたちがいつでも安心して過ごせる居場所として、施設の一部を開放しています。また、食事や遊び、様々な体験ができる「むささび食堂」を開催します。	青少年課
認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢者支援課
子ども未来室事業	入間市に育つすべての子どもたちの豊かな育ちと学びを実現し、一人ひとりの自立を総合的に支援します。校種間のなめらかな接続により、不登校の減少や学校の居場所づくりに努めます。また保幼小連携、小中一貫教育、中高連携をはじめとして、茶おちゃお教室やひばり教室による支援など、幅広く取り組みます。	学校教育課
健康づくりネットワーク事業	健康づくりボランティア団体が各地区において様々な健康づくりに関する事業を実施します。健康づくりボランティア養成講座の開催や各地区の定例会への参加を通して各団体の活動を支援します。	地域保健課
ソーシャルクラブ いるまびあ	精神疾患のある方やひきこもり状態にある方を対象に、地域で安心して集える場所を提供し、グループ活動を通して社会的自立の促進を図ります。	地域保健課

家族びあ	精神疾患のある方の家族同士が情報交換をし、交流を深め、日頃の悩みなどを語り合う場所を提供し、活動を支援します。	地域保健課
------	---	-------

3 子育て支援の充実

取組	内容	担当課
子育て支援センター (地域子育て支援拠点施設)	おおむね3歳未満の児童とその保護者を対象に、親の就労の有無に関わらず、身近な場所に集い、相互交流や子育ての相談などができる子育て支援拠点です。 子育ての不安感・負担感の軽減を図り子育て環境の整備を図ります。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の家族を対象に預かりや保育施設等への送迎などの育児支援を行います。	こども支援課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が疾病、疲労、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で児童を養育することができない場合、一時的に子どもを養護施設等で預かります。	こども支援課
子育て世代包括支援センター	保健師等の専門職が妊娠・出産や子育てに関する様々な相談に応じ、子育て家庭が安心して妊娠・出産、子育てできるよう切れ目のない支援や情報提供を行います。	こども支援課 地域保健課
ひとり親家庭等児童学習支援事業	ひとり親家庭の子ども(中学生・高校生)を対象に、学習意欲と学習能力を高めるため、学習支援を実施し、ひとり親家庭の教育に係る経費の削減と貧困の連鎖を防ぎます。	こども支援課
児童手当	児童(中学校まで)を養育している方に生活の安定のため、また、次世代を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。	こども支援課
児童扶養手当	児童の福祉増進を図ることを目的として、母(父)子家庭や父親又は母親に一定基準以上の重度の障害がある家庭等の生活の安定のため、児童扶養手当を支給します。	こども支援課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害がある20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給します。	こども支援課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員が、子育てや家庭内の様々な問題(育児や家庭関係、生活環境、保育・学校生活等の悩み)について相談に応じ、助言を行います。	こども支援課
養育支援訪問事業	養育に対して特に支援が必要と考えられる家庭を対象に要保護児童対策地域協議会で協議した上で、助産師・保育士・ホームヘルパー等が訪問し、支援します。	こども支援課
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーと思われるこどものいる家庭について、相談やヘルパー派遣事業、関係機関や地域のネットワークへつなぎを行い、個々の実情に応じた適切な支援や見守りを実施します。また、ヤングケアラーについての普及啓発を行います。	こども支援課
産前・産後ケア事業	希望する全ての方が産前・産後ケア(ヘルパー派遣、訪問型、通所型、宿泊型)を利用することで、産前・産後の心身の負担軽減を図れるよう、相談や助言・指導、サービスの提供を行います。	こども支援課
妊婦に関する保健事業 (妊婦健診・相談、妊産婦訪問、両親学級など)	妊婦に対し各種事業を行い、マタニティブルー、産後うつ、育児不安などに関する知識の普及に努めます。また、妊婦の支援体制を整えることで、妊娠・出産や育児の不安の解消に努め、子育て支援を行います。	地域保健課

乳幼児期の母子保健事業(乳幼児相談、子ども相談室、発育発達相談など)	乳幼児期の各種事業において子育て支援を実施し、専門的立場から相談、助言を行うことで、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。	地域保健課
家庭訪問事業(妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児訪問など)	母子への訪問事業により、地域や家庭の状況にあった支援を行い、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。 新生児訪問では、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施し、産後うつの早期発見に努めます。	地域保健課
乳幼児健診事業(3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)	乳幼児健診事業の実施により、疾病等の早期発見を行い、早期治療・早期療育につなげます。 きめ細やかな問診を行い、産後うつ、虐待等の早期発見に努め、育児相談や心理相談により、育児不安の解消や子育て支援を行います。	地域保健課
子ども未来室事業(再掲)	入間市に育つすべての子どもたちの豊かな育ちと学びを実現し、一人ひとりの自立を総合的に支援します。校種間のなめらかな接続により、不登校の減少や学校の居場所づくりに努めます。また保幼小連携、小中一貫教育、中高連携をはじめとして、茶おちゃお教室やひばり教室による支援など、幅広く取り組みます。	学校教育課

4 高齢者支援の充実

取組	内容	担当課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	在宅でひとり暮らしの65歳以上の方に緊急通報システム装置を貸与し、日常生活上の不安を軽減するとともに自宅での不慮の事故に対処します。	高齢者支援課
養護老人ホーム等入所措置事業	65歳以上で虐待や経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を対象に養護老人ホーム等への入所を措置します。	高齢者支援課
認知症高齢者等支援事業	ひとり歩きをする認知症高齢者等の早期保護及び安全確保を図り、高齢者等を介護する者の精神的負担を軽減し、安心して介護ができる環境を整備するため、早期発見のための位置情報サービスの提供と身元確認のための爪Qシール等の交付を行います。	高齢者支援課
総合相談(地域包括支援センター)	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。また、必要に応じて地域包括ケアの継続支援の入り口として総合相談に応じます。	高齢者支援課
配食・見守り	高齢者が、安心して生活できるように食事提供や見守りをする配食業者を紹介します。	高齢者支援課
介護者家族会	認知症の人の介護をしている家族などが悩みを共有し、情報交換を行うことで精神的な負担を軽減します。また専門職がアドバイスすることで、介護をしている家族の支援を行います。	高齢者支援課
見守りボランティア事業	高齢者が地域で安心して日常生活を営むことができるよう見守りボランティアがゴミ出し等の生活支援を行います。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チーム	チーム員が自宅を訪問し、本人や家族の生活や、認知症についての困りごとや心配ごとを詳しく伺い、病院受診や介護サービスなど必要な支援につなげます。	高齢者支援課
一般介護予防事業	介護予防、閉じこもり予防を目的に、運動や脳トレなど様々な教室を開催します。	高齢者支援課

【基本施策3】 自殺対策を支える人材育成の強化

様々な悩みや生活上の困難を抱える自殺リスクの高い人に早期に気づき、対応することができる人材を育成します。

1 様々な職種を対象とする人材育成

取組	内容	担当課
居宅介護支援事業所への情報提供	市内居宅介護支援事業所へ研修等の情報提供をします。	介護保険課
精神保健カンファレンス	精神保健福祉士等の専門職の助言を受けることにより、市職員及び地域の相談支援員等の相談技術の向上を図ります。	地域保健課
精神保健福祉医療地域連携会議	精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関で情報共有を行い、連携強化を図ります。	地域保健課 障害者支援課

2 市民を対象とした人材育成

取組	内容	担当課
いるま市声かけ運動	ひとり歩きをする認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりと市民の理解を深めるため「いるま市声かけ運動」を市民協働事業として実施します。	高齢者支援課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課

3 学校教育の場における人材育成

取組	内容	担当課
道徳授業研究会	道徳教育の充実に向け、授業力の向上を目指して授業研究会を行い、深く考え、議論する道徳を目指して、授業の工夫改善を行います。その中のひとつとして、「命の大切さ」について指導力の向上を図ります。	学校教育課
生徒指導主任会・情報モラル研修会	学校現場における生徒指導に関する情報交換を行うとともに、いじめ問題等の生徒指導対応について理解を深め、指導力の向上を図ります。	学校教育課
生徒指導・教育相談の充実	各学校において、児童生徒の指導方針の確認を行うとともに、児童生徒が安心して生活できるように努めます。また、生徒指導に関する事例研修を行うことで、教師の指導力の向上を図ります。	学校教育課
認知症サポーター養成講座(再掲)	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症サポーター養成講座を各学校やPTA、教職員向けに開催します。中学生にはより分かりやすく伝えるため、認知症地域支援推進員が中心となり、中学生向け認知症サポーター養成講座の教材を作成します。	高齢者支援課

【基本施策4】 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、様々な組織や団体が緊密に連携し、多くの施策を推進する必要があります。

取組	内容	担当課
DV対策庁内連絡会議	DVの防止及びその被害者の支援に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DV被害者への的確な支援を行うことを目的とします。	人権推進課
人権施策庁内連絡会議	人権関連事業の取組状況の報告や意見交換、人権施策の協議等を行い、人権教育及び啓発を推進します。	人権推進課
入間市いじめ問題対策連絡協議会	若年層の自殺の現状や取組の説明、相談窓口案内等の配布による情報提供を行います。	学校教育課
精神保健福祉担当者連絡会議	適切な精神保健福祉サービスを提供できるよう関係機関で情報共有を行います。	地域保健課
精神保健福祉医療地域連携会議(再掲)	精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関で情報共有を行い、連携強化を図ります。	地域保健課 障害者支援課
自殺対策庁内連絡会議	自殺対策について総合的に検討を行い、自殺対策事業につなぎます。	地域保健課
自殺対策ワーキングチーム会議	自殺対策関係課で定期的に自殺の実態把握や事例検討等を行い、担当者間の連携強化を図ります。	地域保健課
ひきこもりプラットフォーム	ひきこもりに関する相談を受けている関係機関を対象に、相談等の情報共有するため、精神保健福祉担当者連絡会議(ひきこもりプラットフォーム)にて、福祉、教育、保健分野の関係機関が包括的に連携し、ひきこもり支援体制構築を図ります。	地域保健課
精神保健カンファレンス(再掲)	精神保健福祉士等の専門職の助言を受けることにより、市職員及び地域の相談支援員等の相談技術の向上を図ります。	地域保健課



藤沢東小学校保健委員会と地域保健課地区担当との連携

【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育については、「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられること」と「身近にいる大人がそれを受け止め、適切な支援ができるようにすること」を目標として実施していきます。

取組	内容	担当課
教育活動全般	日頃から児童生徒が教師に、相談しやすい関係を築けるように努めます。また、保健室や相談室などの活用についても勧めます。児童生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止め、支援していくかを学校全体で共通理解を図り支援します。	学校教育課
道徳	道徳の授業を中心に、自他の尊重や、困難な場面へ立ち向かう強い意思について考えるような授業を行います。	学校教育課
命の教育	各学校において、「命の大切さ」についての授業を行います。児童生徒が互いに尊重しあいながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人(親・教職員・地域の相談窓口等)に助けの声をあげられることを目指します。	学校教育課
育児体験学習・命の大切さ	入間市母子愛育会の主催事業で、助産師による講話、妊婦へのインタビュー、胎児心音の聴取、沐浴体験、妊婦ジャケット体験を実施し、中学生に命の大切さを考える機会を提供します。	地域保健課
乳幼児触れ合い体験事業	中学校・高校の生徒を対象に、助産師等の指導のもと、乳幼児との触れ合い、遊び等の体験を通じ、子どもを生み育てることの意義や家庭の大切さを理解できるような次世代の育成を推進します。	青少年課
ゲートキーパー(*) 養成講座	自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示す、サインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」の役割を担えるよう養成します。	地域保健課
小学校・中学校との連携	小学校・中学校の児童生徒や保護者にこころの健康や睡眠に関する情報を提供していきます。	地域保健課

【重点施策1】 高齢者への対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムなどの施策と連動した事業の展開を図る必要があります。

1 包括的な支援のための連携の推進

取組	内容	担当課
いるま市声かけ運動 (再掲)	ひとり歩きをする認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりと市民の理解を深めるため「いるま市声かけ運動」を市民協働事業として実施します。	高齢者支援課
総合相談(地域包括支援センター)(再掲)	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。また、必要に応じて地域包括ケアの継続支援の入り口として総合相談に応じます。	高齢者支援課

認知症サポーター養成講座(再掲)	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課
------------------	---	--------

2 地域における要介護者の支援

取組	内容	担当課
介護者家族会(再掲)	認知症の人の介護をしている家族などが悩みを共有し、情報交換を行うことで、精神的な負担を軽減します。また専門職がアドバイスすることで、介護をしている家族の支援を行います。	高齢者支援課

3 高齢者の健康不安に対する支援

取組	内容	担当課
総合相談(地域包括支援センター)(再掲)	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。また、必要に応じて地域包括ケアの継続支援の入り口として総合相談に応じます。	高齢者支援課
一般介護予防事業(再掲)	介護予防、閉じこもり予防を目的に、運動や脳トレなど様々な教室を開催します。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チーム(再掲)	チーム員が自宅を訪問し、本人や家族の生活や、認知症についての困りごとや心配ごとを詳しく伺い、病院受診や介護サービスなど必要な支援につなげます。	高齢者支援課

4 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取組	内容	担当課
老人憩いの家(再掲)	高齢者の生きがいづくりや、健康増進、地域とのコミュニケーションを図ります。	高齢者支援課
認知症カフェ(再掲)	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢者支援課
見守りボランティア事業(再掲)	高齢者が地域で安心して日常生活を営むことができるよう見守りボランティアがゴミ出し等の生活支援を行います。	高齢者支援課
一般介護予防事業(再掲)	介護予防、閉じこもり予防を目的に、運動や脳トレなど様々な教室を開催します。	高齢者支援課
住民主体の通いの場	住民が身近な地域で見守りも含めた通いの場を提供します。	高齢者支援課

5 高齢者支援の充実

取組	内容	担当課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(再掲)	在宅でひとり暮らしの65歳以上の方に緊急通報システム装置を貸与し、日常生活上の不安を軽減するとともに自宅での不慮の事故に対処します。	高齢者支援課
養護老人ホーム等入所措置事業(再掲)	65歳以上で虐待や経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を対象に養護老人ホーム等への入所を措置します。	高齢者支援課
認知症高齢者等支援事業(再掲)	ひとり歩きをする認知症高齢者等の早期保護及び安全確保を図り、高齢者等を介護する者の精神的負担を軽減し、安心して介護ができる環境を整備するため、早期発見のための位置情報サービスの提供と身元確認のための爪Qシール等の交付を行います。	高齢者支援課
配食・見守り(再掲)	高齢者が、安心して生活できるように食事提供や見守りをする配食業者を紹介します。	高齢者支援課

【重点施策2】生活困窮者への対策

生活困窮の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、介護、多重債務、労働などの多様な問題を複合的に抱えることが多く、自殺リスクの高い傾向があります。そのため、関係部署が連携しながら、包括的な生きる支援を図る必要があります。

1 生活困窮者対策と自殺対策との連動を図る

取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援制度	生活に困窮している人に対し、生活保護の受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ります。	生活支援課

2 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

取組	内容	担当課
生活保護	生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長(各種自立支援)します。被保護者世帯の課題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	生活支援課

【重点施策3】 勤務・経営対策

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、職域や各事業所での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知、啓発等が必要です。

職場におけるメンタルヘルス、ハラスメント防止対策、長時間労働の是正などの観点から労働者及び経営者に対し各種相談事業、研修等を行っていきます。

労働環境の整備

取組	内容	担当課
ふるさとハローワーク活用の推進	市役所内に「入間市ふるさとハローワーク」を設置しています。端末で求職情報を閲覧でき、スタッフが求職者の就業相談に応じます。	商工観光課
労働相談	社会保険労務士による労働相談を実施します。不当解雇や、契約内容の相談に応じます。	商工観光課
就業相談	キャリアコンサルタントによる若年者就業相談を実施します。就職活動の悩みや過労などで休職中の方の復職について相談に応じます。	商工観光課
就職支援セミナー	就職活動に必要な基礎知識を学ぶ機会として、就職支援セミナーを開催します。	商工観光課
企業人権問題講演会	市内事業所の人事・教育担当者等を対象にして、人権等の正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを目的として、年に一度企業人権問題講演会を開催します。	商工観光課
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と家庭の両立について推進するために、家事・育児等に関する講演会の開催や、情報紙を発行します。	人事課 商工観光課 人権推進課
年次有給休暇等の取得の促進及び啓発	各種休暇制度の充実を図り、休暇促進を目指します。	人事課 商工観光課
長時間労働抑制の推進・啓発	業務改善による働き方の見直し、超過勤務のさらなる縮減(ノー残業デーの完全実施事業所の増加)を目指します。	人事課 商工観光課
いるまイクボス応援プロジェクト	働く人が安心して子育てや介護ができる職場環境を整備し、誰もがいきいきと働き、充実した人生を送ることができる社会の実現に向けた意識の高揚を図るため、「いるまイクボス共同宣言」に賛同する企業・団体を募集すると共に、共同宣言した企業・団体に対しては、「イクボス」啓発事業等の情報提供その他の支援を行います。	こども支援課 人権推進課 人事課
メンタルヘルス研修	新規採用職員と中堅職員を対象にメンタルヘルス研修を実施します。メンタルヘルスの正しい知識と予防のポイントを学び、公務員として元気に働き、住民福祉の向上を図ります。	人事課
女性就労・キャリアアップ支援事業	働く意欲を持つ女性が、自身のライフスタイル(*)に応じて生き生きと働き、その能力を十分に発揮できるよう支援するため各種セミナーや個別就労相談を実施します。	人権推進課

【重点施策4】 子ども、若者、女性への対策

子ども、若者、女性が、こころの健康を保持するためにも、一人で悩まず、相談できる体制が必要です。悩んだときにSOSを出し、早期に対応できるよう相談先の周知を図ります。

若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっています。不登校、ひきこもり状等、社会的孤立になると自殺リスクの高い傾向があります。

子ども、若者の社会的孤立を防ぐためにも、ひきこもりの支援体制の構築を図っていきます。関係機関が重層的に連携できるよう連携の強化を図ります。

1 自殺予防に資する教育や普及啓発の充実

取組	内容	担当課
入間市教育相談「悩みゼロ」の周知(再掲)	児童生徒・保護者を対象に、学校生活に関する相談窓口を市報やホームページに掲載します。	学校教育課
教育活動全般(再掲)	日頃から児童生徒が教師に、相談しやすい関係を築けるように努めます。また、保健室や相談室などの活用についても勧めます。児童生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止め、支援していくかを学校全体で共通理解を図り支援します。	学校教育課
道徳(再掲)	道徳の授業を中心に、自他の尊重や、困難な場面へ立ち向かう強い意思について考えるような授業を行います。	学校教育課
命の教育(再掲)	各学校において、「命の大切さ」についての授業を行います。児童生徒が互いに尊重しあいながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人(親・教職員・地域の相談窓口等)に助けの声をあげられることを目指します。	学校教育課
青少年悩みごと相談窓口案内パンフレット作製及び配布(再掲)	悩みを抱える青少年やその保護者、子育てに悩みを抱える保護者に対する様々な相談窓口を案内にまとめ、小中学校を通じて、市内各施設の窓口で配布します。	青少年課
乳幼児触れ合い体験事業(再掲)	中学校・高校の生徒を対象に、助産師等の指導のもと、乳幼児との触れ合い、遊び等の体験を通じ、子どもを生み育てることの意義や家庭の大切さを理解できるような次世代の育成を推進します。	青少年課
ヤングケアラー支援事業(再掲)	ヤングケアラーと思われるこどものいる家庭について、相談やヘルパー派遣事業、関係機関や地域のネットワークへつなぎを行い、個々の実情に応じた適切な支援や見守りを実施します。また、ヤングケアラーについての普及啓発を行います。	こども支援課
障害福祉に関する情報提供(再掲)	精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証交付時に相談機関等の情報提供を行います。	障害者支援課
メンタルヘルスに関する情報提供(再掲)	メンタルヘルスや自殺予防に関する冊子やリーフレット、市民向けの講演会のチラシ等を配布し、情報提供を行います。	障害者支援課 地域保健課
ゲートキーパー養成講座(再掲)	自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示す、サインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」の役割を担えるよう養成します。	地域保健課
小学校・中学校との連携(再掲)	小学校・中学校の児童生徒や保護者にこころの健康や睡眠に関する情報を提供していきます。	地域保健課

育児体験学習・命の大切さ(再掲)	入間市母子愛育会の主催事業で、助産師による講話、妊婦へのインタビュー、胎児心音の聴取、沐浴体験、妊婦ジャケット体験を実施し、中学生に命の大切さを考える機会を提供します。	地域保健課
------------------	--	-------

2 面接、電話・SNS を活用した相談の周知

取組	内容	担当課
女性の悩みごと相談(再掲)	家族や子育てのことなど、悩みを抱える女性に対してストレス緩和や問題解決の支援を図るために、面接相談と電話相談を行います。	人権推進課
女性のための法律相談(再掲)	生活の中でトラブルを抱える女性に対して問題解決の支援を図るために、法律相談を実施します。	人権推進課
DV被害者からの相談及び支援(再掲)	DVによる相談や支援を希望する被害者に対して、状況の聞き取りを行い、今後の生活再建等について関係機関と連携して支援を行います。	人権推進課
性的マイノリティのための悩みごと相談(再掲)	当事者やその家族、友人等からの性的マイノリティに関する悩みごとについて問題解決の支援を図るために、相談を実施します。	人権推進課
市民相談事業(再掲)	弁護士による法律相談をはじめとする各種相談を実施します。また、消費生活センターにて、多重債務に関する相談を実施します。	人権推進課
女性のための個別就労相談	仕事や働き方についての不安や悩みごと、キャリア全般に関する相談を実施します。	人権推進課
民生委員・児童委員による地域での見守り、相談、援助活動(再掲)	地域住民の身近な相談相手となり、個々の生活課題の解決のため、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぎます。	福祉総務課
福祉サービスに関する相談(再掲)	福祉サービスに関する相談を通して、障害者(児)の生活を支援します。	障害者支援課
相談支援事業の体制整備(再掲)	入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした、相談支援の質の向上及び相談支援事業の体制の充実を図ります。	障害者支援課
入間市教育相談「悩みゼロ」(再掲)	教育センターにて、児童生徒・保護者からの学校生活に関する相談を受けます。	学校教育課
さわやか相談室の設置(再掲)	全中学校内にさわやか相談員を配置し、いじめ問題や学校生活の悩みなどの相談を受けます。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な課題解決に対応するため、関係機関との連携を図ります。	学校教育課
随時健康相談(再掲)	身体とこころの健康について、保健師・精神保健福祉士・栄養士等が相談を受けます。電話・来所による相談の他、必要に応じて訪問による相談も行います。	地域保健課
精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談(再掲)	精神的な症状やもの忘れなどで、精神科への受診を迷っている方やその家族の相談に精神科医が応じます。	地域保健課

ひきこもり相談	ひきこもりで悩んでいる本人やその家族が対象。ひきこもりの専門相談を行い適宜、支援に必要な制度やサービスを紹介し、専門機関につなぐ。年6回実施。	地域保健課
心の健康相談(再掲)	市職員を対象に、産業カウンセラーによる心の健康相談を実施します。職員の心を支え、明るく健康に職務に励むことができるよう支援します。	人事課
ストレスチェック(再掲)	市職員自身のストレスへの気付きや職場環境の改善のため実施します。職員が継続的に市民対応ができるように、メンタル不調を未然に防ぎます。	人事課

3 居場所の充実

取組	内容	担当課
子どもの居場所事業(再掲)	青少年活動センターでは、子どもたちがいつでも安心して過ごせる居場所として、施設の一部を開放しています。また、食事や遊び、様々な体験ができる「むささび食堂」を開催します。	青少年課
子ども未来室事業(再掲)	入間市に育つすべての子どもたちの豊かな育ちと学びを実現し、一人ひとりの自立を総合的に支援します。校種間のなめらかな接続により、不登校の減少や学校の居場所づくりに努めます。また保幼小連携、小中一貫教育、中高連携をはじめとして、茶おちゃお教室やひばり教室による支援など、幅広く取り組みます。	学校教育課
ソーシャルクラブ いるまぴあ(再掲)	精神疾患のある方やひきこもり状態にある方を対象に、地域で安心して集える場所を提供し、グループ活動を通して社会的自立の促進を図ります。	地域保健課
家族ぴあ(再掲)	精神疾患のある方の家族同士が情報交換をし、交流を深め、日頃の悩みなどを語り合う場所を提供し、活動を支援します。	地域保健課

4 子ども、若者の自殺対策に関する関係機関の連携の強化

取組	内容	担当課
DV対策庁内連絡会議(再掲)	DVの防止及びその被害者の支援に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DV被害者への的確な支援を行うことを目的とします。	人権推進課
人権施策庁内連絡会議(再掲)	人権関連事業の取組状況の報告や意見交換、人権施策の協議等を行い、人権教育及び啓発を推進します。	人権推進課
入間市いじめ問題対策連絡協議会(再掲)	若年層の自殺の現状や取組の説明、相談窓口案内等の配布による情報提供を行います。	学校教育課
精神保健福祉担当者連絡会議(再掲)	適切な精神保健福祉サービスを提供できるよう関係機関で情報共有を行います。	地域保健課
精神保健福祉医療地域連携会議(再掲)	精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関で情報共有を行い、連携強化を図ります。	地域保健課 障害者支援課
自殺対策庁内連絡会議(再掲)	自殺対策について総合的に検討を行い、自殺対策事業につなぎます。	地域保健課

自殺対策ワーキングチーム会議(再掲)	自殺対策関係課で定期的に自殺の実態把握や事例検討等を行い、担当者間の連携強化を図ります。	地域保健課
ひきこもりプラットフォーム(再掲)	ひきこもりに関する相談を受けている関係機関を対象に、相談等の情報共有するため、精神保健福祉担当者連絡会議(ひきこもりプラットフォーム)にて、福祉、教育、保健分野の関係機関が包括的に連携し、ひきこもり支援体制構築を図ります。	地域保健課
精神保健カンファレンス(再掲)	精神保健福祉士等の専門職の助言を受けることにより、市職員及び地域の相談支援員等の相談技術の向上を図ります。	地域保健課

5 女性への支援

取組	内容	担当課
女性の悩みごと相談(再掲)	家族や子育てのことなど、悩みを抱える女性に対してストレス緩和や問題解決の支援を図るために、面接相談と電話相談を行います。	人権推進課
女性のための法律相談(再掲)	生活の中でトラブルを抱える女性に対して問題解決の支援を図るために、法律相談を実施します。	人権推進課
DV被害者からの相談及び支援(再掲)	DVによる相談や支援を希望する被害者に対して、状況の聞き取りを行い、今後の生活再建等について関係機関と連携して支援を行います。	人権推進課
性的マイノリティのための悩みごと相談(再掲)	当事者やその家族、友人等からの性的マイノリティに関する悩みごとについて問題解決の支援を図るために、相談を実施します。	人権推進課
市民相談事業(再掲)	弁護士による法律相談をはじめとする各種相談を実施します。また、消費生活センターにて、多重債務に関する相談を実施します。	人権推進課
女性就労・キャリアアップ支援事業(再掲)	働く意欲を持つ女性が、自身のライフスタイルに応じて生き生きと働き、その能力を十分に発揮できるよう支援するため各種セミナーや個別就労相談を実施します。	人権推進課
家庭訪問事業(妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児訪問など)(再掲)	母子への訪問事業により、地域や家庭の状況にあった支援を行い、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。 新生児訪問では、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施し、産後うつの早期発見に努めます。	地域保健課
乳幼児期の母子保健事業(乳幼児相談、子ども相談室、発育発達相談など)(再掲)	乳幼児期の各種事業において子育て支援を実施し、専門的立場から相談、助言を行うことで、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。	地域保健課
乳幼児健診事業(3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)(再掲)	乳幼児健診事業の実施により、疾病等の早期発見を行い、早期治療・早期療育につなげます。 きめ細やかな問診を行い、産後うつ、虐待等の早期発見に努め、育児相談や心理相談により、育児不安の解消や子育て支援を行います。	地域保健課